

## 協 定 書

愛知県公立大学法人愛知県立大学（以下「甲」という。）と尾張旭市教育委員会（以下「乙」という。）は、学校で教育活動支援を行うボランティア学生の派遣及び学校で行うインターンシップに関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 甲の派遣する学生が、尾張旭市立学校において、必要とされる教育活動の支援又はインターンシップを行うことにより、教育活動の活性化を図るとともに、学生の資質の向上を図ることを目的とする。

### （ボランティア派遣学生の推薦）

第2条 甲は、学校の希望と一致する学生を推薦し、学校の合意を得てボランティア学生を派遣する。

### （ボランティアの内容等）

第3条 ボランティアの内容、期間、条件及びその他活動について必要な事項は、校長と甲の担当者との合意により決定する。

### （インターンシップ派遣学生の選考）

第4条 甲は、インターンシップの実施を希望する学生に対して選考を行い、学校の合意を得て学生を派遣する。

### （インターンシップの内容等）

第5条 インターンシップの内容、期間、条件及びその他活動について必要な事項は、校長と甲の担当者との合意により決定する。

### （活動の成果等）

第6条 活動の成果は両当事者に属し、速やかにこれを広く地域住民及び県民に公開し、その利用に供するものとする。そのため、甲乙両者は自らに属する刊行物等の可能な方法を用いるものとする。

### （災害補償）

第7条 学生の派遣期間中の災害補償については、乙はその責任を負わない。

### （保険加入）

第8条 甲は、派遣学生にボランティア又はインターンシップに対応した傷害保険及び損害賠償保険に加入させる。

(守秘義務)

第9条 甲乙及び甲の派遣する学生は、本協定に基づく活動において相手方より知り得た秘密事項及び個人情報について、第三者に提供、開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協定廃止)

第10条 本協定は、甲又は乙の申し出により、協議の上、廃止できるものとする。

(雑則)

第11条 本協定に定める事項で疑義が生じたとき、又は本協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定書は2通作成し、甲乙それぞれが署名押印の上、各自1通を保管する。

平成28年 5月 25日

甲 愛知県公立大学法人 愛知県立大学  
学 長

高島 忠義



乙 尾張旭市教育委員会  
教育長

玉置 晃

